

船舶事故調査報告書

平成31年1月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成30年8月26日 16時22分ごろ
発生場所	岐阜県岐阜市千鳥橋下流（長良川） 船伏山 ^{ふねぶし} 三等三角点から真方位019° 1,040m付近 （概位 北緯35° 26.7′ 東経136° 49.0′）
事故の概要	水上オートバイ ^{アールエックスビー エックス アールエス} R X P - X 260 R S は、遊走中、浅瀬に乗り揚げて横転した。
事故調査の経過	平成30年8月31日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ RXP-X260RS、長さ2.89m
船舶番号、船舶所有者等	240-63742岐阜、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、特殊小型
負傷者	重傷 1人（船長）
損傷	ハンドルに破損、船底外板に亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 水象：水上 平穏
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、長良川の千鳥橋付近において、60km/h以上の速力（対地速力、以下同じ。）で下流である西方に向けて遊走中、左岸側の水面下の石の浅瀬（以下「本件浅瀬」という。）に乗り揚げて横転した。 船長は、本船が横転した際、左岸側の河原に投げ出され、左手首粉砕骨折等を負った。 船長は、本件浅瀬の存在を知っており、正面からの太陽光とその水面反射でまぶしく、船首方の本件浅瀬に気付かなかったが、減速すれば本件浅瀬を確認することができたと本事故後に思った。
分析	本船は、長良川の千鳥橋下流付近を遊走中、船長が、正面からの太陽光とその水面反射で船首方の本件浅瀬が確認しにくい状況下、60km/h以上の速力で遊走を続けたことから、本件浅瀬に向かっていることに気付かず、本件浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、長良川の千鳥橋下流付近を遊走中、船長が、正面からの太陽光とその水面反射で船首方の本件浅瀬が確認しにくい状況下、60km/h以上の速力で遊走を続けたため、本件浅瀬に向かっていることに気付かず、本件浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・遊走中、正面からの太陽光と水面反射で前路が確認しにくい状況

	になった場合、浅瀬等が確認できるよう早期に減速するなどの措置を採ること。
--	--------------------------------------